



広島みらい法律事務所の ロゴマークができました！！



弁護士法人
広島みらい法律事務所

マークは、球体の中に、星の軌道があり、キラリと光る未来への道のりが描かれています。星の軌道は「みらい」の頭文字「M」にもなっています。

当事務所は、地理的、経済的、社会的な理由により、弁護士に相談できない状況を改善するため、広島弁護士会の支援により開設された都市型公設事務所です。その役割を果たし、皆さまの未来への道と一緒にひらいていきたいとの事務所の理念を表しています。

今月のみらいニュースから、新しいロゴマークを使っています。

大竹市におけるシンポジウム のご報告①

本年3月16日、広島県大竹市のサントピア大竹にて、広島弁護士会主催シンポジウム「地域とのつながりへキックオフ～専門家にできること～」が開催されました。

このシンポジウムは、大竹市というこれまで弁護士の常駐していなかった地域に当事務所の弁護士が常駐することによって、どのような活動がなされてきたのかなどを地域の方々に発信し、今後地域の方々とのつながりを強くし、その権利擁護を図るためにはどうすべきかを考えていくために開催されたものです。

内容の詳細は次号ご報告しますので、ご期待ください。

平成25年6月の 相談会等のご案内

●「反貧困ネットワーク広島

まちかど生活相談会」

6月21日(金)・22日(土)10時～17時
場所：広島駅南口エールエール地下広場
相談料無料・予約不要
主催：NPO法人反貧困ネットワーク広島

●「全国B型肝炎訴訟

基本合意成立二周年記念集会」

6月30日(日) ①13時～ 川西輝明医師による講演会：「きっとかなう夢のために～肝炎治療はこう変わる！患者さんと探し続けるB型肝炎の治療法～」
②15時～ 原告団活動報告など
場所：広島YMCA国際文化ホール
入場無料・予約不要
個別相談会も行います
主催&問合せ：B型肝炎訴訟広島弁護団事務局 TEL 082-223-6589

～今月の法律あれこれ～ (前号の法律7千★クイズの正解)

質問：1000円の商品について、その代金をすべて1円玉で支払われた場合、売主はその受け取りを拒否できるでしょうか？

1. 拒否できる 2. 拒否できない 3. 20円分は拒否できないが、980円分は拒否できる

回答：お金には、紙幣(お札)と貨幣(コイン)があります。お札は、一万円、五千元、二千元、千円があり、法律上は日本銀行券といわれ、日本銀行が発行します。貨幣は、五百円、百円、五十円、十円、五円、一円があり、政府が発行します。日本銀行券は、無制限に通用すると法律で定められています。つまり、たとえ10万円の代金を全て千円札で支払っても、買主は受け取りを拒否できません。一方、貨幣は、額面価格の20倍までに限り通用すると定められているため、拒否できます。なお、受け取りは自由です。したがって、上記正解は3番になります。



今月の
つぶやき
弁護士N

事務所ニュース、気付けば3年が経ち、次号から4年目に突入です。まさか、こんなに続くとは…。事務所受付や相談室に置いてあるニュースを持ち帰られる方がいると、嬉しくなります。ロゴマークができたので、気持ち新たに、ニュースの名称・構成を変えてみました。いかがですか。次号以降も、見逃せませんよ～。お楽しみに！

弁護士法人 広島みらい法律事務所

広島みらい 事務所 | 検索

HP ▶ <http://www.hiroshima-mirai.com/>

広島本所 Hiroshima office

〒730-0013 広島市中区八丁堀2-31鴻池ビル9階

☎ 082-511-7772

【受付時間】9:00～18:00 (平日)

所属弁護士：二國則昭、定者吉人、見之越常治、半澤茜、深田健介、工藤ゆかり

尾道支所 Onomichi office

〒722-0036 尾道市東御所町4-16尾道駅前ビル2階

☎ 0848-21-0045

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士：成廣貴子、佐藤邦男

大竹支所 Otake office

〒739-0611 大竹市新町1丁目8-3アーバンタワー大竹1階

☎ 0827-54-1222

【受付時間】9:00～17:30 (平日)

所属弁護士：丸亀日出和

夜間や土日などの相談も受け付けております。相談希望の方は、お気軽に電話でお問い合わせ下さい。